

政策会議付議事案書（令和7年10月6日）

提案課名 デジタル推進課

報告者名 森谷 隆志

事案名	秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>「秦野市個人番号の利用事務を定める条例（以下「本条例」という。）」について、次の2つの理由により改正するものです。</p> <p>1 「住登外者」の管理</p> <p>住民基本台帳や市税等を管理する基幹系システムについて、令和8年1月に標準仕様システムへの移行を予定しており、本市の住民基本台帳に記録されていない「住登外者」の管理機能を実装します。これまで各市町村が独自に管理している「住登外者」の取り扱いについて、国による見直しの結果、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定による、個人番号（マイナンバー）の独自利用及び庁内連携を行う事務として、条例整備の必要性が示されたものです。</p> <p>2 「外国人生保事務」の位置づけ変更</p> <p>番号法において、「外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「外国人生保事務」という。）」が新たに準法定事務として規定されました。このことについて、国からの通知により、各市町村の条例において規定している「外国人生保事務」について、独自利用を行う事務からの位置づけ変更など、条例整備の必要性が示されたものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 「住登外者」の管理</p> <p>令和6年4月 デジタル庁からの通知により、標準仕様システムに「住登外者宛名番号管理機能」を実装する際は、番号法第9条第2項の規定により、条例整備の必要があるとの見解が示される。</p> <p>2 「外国人生保事務」の位置づけ変更</p> <p>令和6年5月 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令」が施行され、番号法において、外国人生保事務が準法定事務として規定される。</p> <p>同月 デジタル庁及び総務省からの通知により、然るべき時期に独自利用事務からの位置づけ変更など条例整備の必要性が示され、留意事項として、令和7年6月までは、現行条例に基づく独自利用事務として他機関との情報連携を行う事が示される。</p>	

決定等を要する事項	<p>秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部について、国の通知に従い、次とおり改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を取り扱う全ての事務について、特定個人情報として規定すること。 2 住登外者宛名情報の管理に関する事務を、独自利用を行う事務として規定すること。 3 外国人生保事務について、準法定事務として規定すること。併せて、取り扱う特定個人情報について、日本人を対象とする「生活保護法」に基づく事務と統一化すること。
今後の取扱い	<p>令和7年11月 市議会第4回定例月会議へ条例改正議案を提出 令和8年1月 改正条例の施行 同月 標準仕様に準拠した基幹系システムの運用を開始</p>

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

次の 2 つの理由により改正するものです。

- (1) 本市では、住民基本台帳や市税等を管理する基幹系システムについて、法に基づき令和 8 年 1 月に全国統一の標準仕様に適合したシステムへ移行予定です。これに伴い、住民基本台帳に記録されていない「住登外者」の管理機能について、国による見直しの結果、個人番号（マイナンバー）の独自利用及び庁内連携を行う事務として、条例に定める必要があります。
- (2) 現在、独自利用を行う事務として条例に規定する「外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「外国人生保事務」という。）」について、省令の施行により、準法定事務として規定されたことから、条例を整備する必要があります。

2 改正の概要（条例別表）

- (1) 「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を取り扱う全ての事務について、特定個人情報として規定
- (2) 住登外者宛名情報の管理に関する事務について、独自利用を行う事務として規定
- (3) 外国人生保事務について、準法定事務として規定。併せて、取り扱う特定個人情報について、日本人を対象とする生活保護法による事務と統一化

3 条例の別表の改正前及び改正後イメージ図

別紙のとおり

4 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

条例の別表の改正前及び改正後イメージ図

別紙

改正前

改正後

項	事務	事務名称	特定個人情報
1～11	独自利用事務	外国人生保事務	他機関と情報連携及び府内連携をする情報1 〃 情報2 (以下、同様にその事務で取り扱う情報を全て規定)
		重度障害者医療費助成事務など	



第1項の外国人人生保事務を削除したため、2番以降の項番を繰上げ

項	事務	事務名称	特定個人情報
1～10	独自利用事務	重度障害者医療費助成事務など	他機関と情報連携及び府内連携をする情報1 〃 情報2 (以下、同様にその事務で取り扱う情報を全て規定)
11	独自利用事務	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務 (今回追加)	「住登外者宛名情報」を追加 他機関と情報連携及び府内連携をする情報1～38
12～23	法定事務	地方税法に関する事務など	他機関と情報連携及び府内連携をする情報1 〃 情報2 (以下、同様にその事務で取り扱う情報を全て規定)
24～33	法定事務	予防接種法による予防接種の実施に関する事務など (今回追加)	「住登外者宛名情報」を追加 住登外者宛名情報
34	準法定事務	外国人生保事務	他機関と情報連携をする情報1～10 (第13項の生活保護法による事務と統一化)

項番1から削除し、
項番34に移動。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正することについて

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市の基幹系システムを全国統一仕様のシステムに移行することに伴い、住民基本台帳に記録されていない者を管理する事務について、新たに追加すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務とされたため、所要の整備を行うこと。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例

秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「法別表の第2欄に掲げる事務」を「法別表の第2欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）」に、「第23項」を「第34項」に改める。

別表第1項を削り、同表中

「

2 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務	<p>地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</p> <p>後期高齢者医療給付関係情報</p>
3 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活	市区町村民税関係情報

活用具給付等事業に関する事務	
4 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報
5 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務	市区町村民税関係情報
6 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報を
7 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務	市区町村民税関係情報
8 秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報
9 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	都道府県民税関係情報

<p>(昭和 44 年神奈川県条例第 9 号) による手当の支給に関する事務</p>	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p>
	<p>障害児福祉手当等関係情報</p>
<p>10 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (平成 8 年秦野市条例第 23 号) によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務</p>	<p>都道府県民税関係情報</p>
	<p>生活保護関係情報</p>
	<p>外国人生活保護関係情報</p>
	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p>
	<p>特別児童扶養手当関係情報</p>
	<p>自立支援給付関係情報</p>
	<p>秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報 (以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。)</p>
	<p>国民健康保険資格関係情報</p>
	<p>児童扶養手当関係情報</p>
	<p>秦野市こども医療費の助成に関する条例 (平成 8 年秦野市条例第 24 号) によるこども医療費の助成に関する情報</p>
<p>11 秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務</p>	<p>市区町村民税関係情報</p>
	<p>生活保護関係情報</p>
	<p>外国人生活保護関係情報</p>
	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p>
	<p>自立支援給付関係情報</p>
	<p>重度障害者医療費助成関係情報</p>
	<p>国民健康保険資格関係情報</p>
	<p>児童手当関係情報</p>
	<p>秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報</p>

】

1 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者

	であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。) の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）
2 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱 (平成18年10月1日施行)による日常生活用具給付等事業に関する事務	地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市区町村民税関係情報」という。） 住登外者宛名情報
3 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報 住登外者宛名情報
4 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱 (平成18年10月1日施行)による地域活動支援センター事業に関する事務	市区町村民税関係情報 住登外者宛名情報
5 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	市区町村民税関係情報 住登外者宛名情報
6 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務	市区町村民税関係情報 住登外者宛名情報

7 秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する情報
	外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報
8 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務	都道府県民税関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）
	住登外者宛名情報
9 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	都道府県民税関係情報
	生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）
	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報

	(以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。)
	国民健康保険資格関係情報
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
	秦野市こども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）によるこども医療費の助成に関する情報
	外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報
10 秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	自立支援給付関係情報
	重度障害者医療費助成関係情報
	国民健康保険資格関係情報
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
	外国人生活保護関係情報
	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報
	住登外者宛名情報
11 住登外者宛名番号	地方税法その他の地方税に関する法律に基づ

管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	く条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
	児童手当関係情報
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
	自立支援給付関係情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報
	生活保護関係情報
	児童扶養手当関係情報
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報（以下「母子父子寡婦資金貸付関係情報」という。）
	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をい

う。)に関する情報
児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報
高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報
医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
健康保険法（大正11年法律第70号）第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
健康保険法第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
船員保険法（昭和14年第73号）第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療

に関する法律（平成10年法律第114号） 第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報
雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報
雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報
雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報
年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する情報
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和

	3年法律第38号) 第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号) 第18条第2号の訓練手当の支給(都道府県知事が行うものに限る。)に関する情報
	外国人生活保護関係情報

]

「

1 2 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	外国人生活保護関係情報 介護保険給付関係情報 国民健康保険資格関係情報
1 3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
1 4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報
1 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報を

を

1 6 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報
1 7 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	市区町村民税関係情報 介護保険給付関係情報 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
1 8 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報 介護保険給付関係情報 国民健康保険資格関係情報

」

「

1 2 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。） 国民健康保険資格関係情報 外国人生活保護関係書類 住登外者宛名情報
1 3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	予防接種法による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報（以下「予防接種年金支給関係情報」という。） 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業実施関係情報」という。） 所得税法（昭和40年法律第33号）

<p>第149条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報（以下「所得税関係情報」という。）</p>
<p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮者住居確保給付金支給関係情報」という。）</p>
<p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報（以下「職業訓練実施関係情報」という。）</p>
<p>国民健康保険法による健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「国民健康保持増進事業関係情報」という。）</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「高齢者健康保持増進事業関係情報」という。）</p>
<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福に、</p>

	<p>祉手帳に関する情報</p> <p>母子父子寡婦資金貸付関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
1 4 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
1 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
1 6 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
1 7 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>介護保険給付関係情報</p> <p>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
1 8 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	<p>生活保護関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>介護保険給付関係情報</p>

国民健康保険資格関係情報
外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」

「

20 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報
21 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報
22 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報

を

」

「

20 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報
21 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪	外国人生活保護関係情報

に

問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	
2 2 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	市区町村民税関係情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報

]

改め、同表に次のように加える。

2 4 予防接種法による予防接種の実施に関する事務	住登外者宛名情報
2 5 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	住登外者宛名情報
2 6 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住登外者宛名情報
2 7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務	住登外者宛名情報
2 8 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	住登外者宛名情報
2 9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	住登外者宛名情報
3 0 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	住登外者宛名情報
3 1 児童手当法による児童手当の支給に関する事務	住登外者宛名情報
3 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の	住登外者宛名情報

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	
3 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	住登外者宛名情報
3 4 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務	予防接種年金支給関係情報
	健康増進事業実施関係情報
	所得税関係情報
	生活困窮者住居確保給付金支給関係情報
	職業訓練実施関係情報
	国民健康保持増進事業関係情報
	高齢者健康保持増進事業関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	母子父子寡婦資金貸付関係情報
	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(個人番号の利用に係る事務)	(個人番号の利用に係る事務)
第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務のうち規則で定めるものとする。	第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務のうち規則で定めるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>法別表の第2欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）</u> のうち、市長が行う別表第12項から第34項までの左欄に掲げる事務	(2) <u>法別表の第2欄に掲げる事務</u> のうち、市長が行う別表第12項から第23項までの左欄に掲げる事務
2・3 (略)	2・3 (略)
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
事務	特定個人情報
1 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又</p>
事務	特定個人情報
	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市区町村民税関係情報」という。）</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障</p>

<p>は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p>	<p>害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）</p>
<p><u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）</u></p>	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）</u></p>
<p><u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</u></p>	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）</u></p>
<p><u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u></p>	<p><u>附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」とい</u></p>

	<p><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について</u>（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</p> <p><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者</u>（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</p>	<p>う。）</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）</p> <p><u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）</p> <p><u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p><u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p>
2 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活用具給付等事業に	<p><u>地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報</u></p>	

に関する事務	(以下「 <u>市区町村民税関係情報</u> 」 という。) <u>住登外者宛名情報</u>	(以下「 <u>後期高齢者医療給付関係情報</u> 」 という。)
3 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u> <u>住登外者宛名情報</u>	<u>児童扶養手当法</u> （昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「 <u>児童扶養手当関係情報</u> 」 という。）
4 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u> <u>住登外者宛名情報</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) による給付金の支給に関する情報
5 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u> <u>住登外者宛名情報</u>	<u>母子保健法</u> （昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
6 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u> <u>住登外者宛名情報</u>	<u>児童手当法</u> （昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「 <u>児童手当関係情報</u> 」 という。）
2 秦野市重度障害者医療費		<u>地方税法</u> その他の地方税に関する

<p>7 秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務</p>	<p>市区町村民税関係情報 生活保護関係情報 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u> による地域生活支援事業の実施に関する情報 外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報</p>	<p>の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務</p>	<p>法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）</p>
<p>8 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務</p>	<p>都道府県民税関係情報 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報 <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）</u>による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号） <u>附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」とい</u></p>		<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p><u>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u></p> <p><u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u></p> <p><u>国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</u></p> <p><u>後期高齢者医療給付関係情報</u></p>

	う。)	
	<u>住登外者宛名情報</u>	<u>市区町村民税関係情報</u>
9 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 (平成8年秦野市条例第23号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	<p>都道府県民税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u>（以下「<u>特別児童扶養手当関係情報</u>」という。）</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>（以下「<u>自立支援給付関係情報</u>」という。）</p> <p>秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報（以下「<u>重度障害者医療費助成関係情報</u>」という。）</p>	
	3 秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活用具給付等事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u>
	4 秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u>
	5 秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u>
	6 秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	<u>市区町村民税関係情報</u>
	7 秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問	<u>市区町村民税関係情報</u>

10 秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務	国民健康保険資格関係情報	入浴サービス事業に関する事務	
	<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u>		市区町村民税関係情報
	秦野市こども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）によるこども医療費の助成に関する情報		生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報		<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報</u>
	市区町村民税関係情報		都道府県民税関係情報
	生活保護関係情報		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報		<u>障害児福祉手当等関係情報</u>
	自立支援給付関係情報		都道府県民税関係情報
	重度障害者医療費助成関係情報		生活保護関係情報
	国民健康保険資格関係情報		外国人生活保護関係情報
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
			特別児童扶養手当関係情報
			自立支援給付関係情報

<p><u>11 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u></p>	<p><u>ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）</u></p>	<p>秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。）</p>
	<p><u>外国人生活保護関係情報</u></p>	<p>国民健康保険資格関係情報</p>
	<p><u>秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報</u></p>	<p>児童扶養手当関係情報</p>
	<p><u>住登外者宛名情報</u></p>	<p>秦野市こども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）によるこども医療費の助成に関する情報</p>
	<p><u>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報</u></p>	<p>11 秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務</p>
		<p>市区町村民税関係情報</p>
		<p>生活保護関係情報</p>
		<p>外国人生活保護関係情報</p>
		<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p>
		<p>自立支援給付関係情報</p>
		<p>重度障害者医療費助成関係情報</p>
		<p>国民健康保険資格関係情報</p>
		<p>児童手当関係情報</p>
		<p>秦野市ひとり親家庭等医療費の</p>

<p><u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報</u></p>	<p>助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報</p>
<p><u>自立支援給付関係情報</u></p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報</u></p>	<p>介護保険給付関係情報</p>
<p><u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報</u></p>	<p>国民健康保険資格関係情報</p>
<p><u>生活保護関係情報</u></p>	<p><u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u></p>
<p><u>児童扶養手当関係情報</u></p>	
<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報</u></p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>

<p><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による給付金の支給に関する情報</u></p>	<p>支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</p>	
<p><u>身体障害者手帳又は精神障害者 保健福祉手帳に関する情報又は 児童福祉法による児童及びその 家族についての調査及び判定若 しくは知的障害者福祉法(昭和 35年法律第37号)にいう知 的障害者に関する情報</u></p>	<p>1 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法 による資金の貸付けに関する情 報(以下「母子父子寡婦資金貸 付関係情報」という。)</u></p>	<p>1 6 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>児童福祉法による障害児入所支 援若しくは措置(同法第27条 第1項第3号の措置をいう。) に関する情報</u></p>	<p>1 7 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</p>	<p>市区町村民税関係情報 介護保険給付関係情報</p>
<p><u>児童福祉法による障害児入所支 援、措置(同法第27条第1項</u></p>		<p>国民健康保険法第56条第1項 に規定する他の法令による給付 の支給に関する情報</p>

<p><u>第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報</u></p>	<p>1 8 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報 介護保険給付関係情報 国民健康保険資格関係情報</p>
<p><u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報</u></p>	<p>1 9 (略)</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u></p>	<p>2 0 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</u></p>	<p>2 1 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p><u>健康保険法（大正11年法律第70号）第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</u></p>		
<p><u>健康保険法第128条に規定す</u></p>		

<p>る他の法令による給付の支給に関する情報</p>	<p>は費用の徴収に関する事務</p>	<p></p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p>	<p>2 2 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務</p>	<p>市区町村民税関係情報</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</p>		<p>生活保護関係情報</p>
<p>船員保険法（昭和14年第73号）第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p>		<p>外国人生活保護関係情報</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</p>		
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平</p>	<p>2 3 (略)</p>	

<p><u>成10年法律第114号) 第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</u></p>
<p><u>医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</u></p>
<p><u>国民年金法(昭和34年法律第141号) その他の法令による給付の支給に関する情報</u></p>
<p><u>雇用保険法(昭和49年法律第116号) による給付の支給に関する情報</u></p>
<p><u>雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報</u></p>
<p><u>雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報</u></p>
<p><u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号) に</u></p>

<u>による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</u>
<u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報</u>
<u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報</u>
<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</u>
<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報</u>
<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する情報</u>

	<p><u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項</u></p> <p><u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報</u></p> <p><u>外国人生活保護関係情報</u></p>
12 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	<p><u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）</u></p> <p><u>国民健康保険資格関係情報</u></p> <p><u>外国人生活保護関係書類</u></p>

	<u>住登外者宛名情報</u>
1 3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<p><u>予防接種法による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</u>（以下「<u>予防接種年金支給関係情報</u>」という。）</p> <p><u>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報</u>（以下「<u>健康増進事業実施関係情報</u>」という。）</p> <p><u>所得税法（昭和40年法律第33号）第149条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報</u>（以下「<u>所得税関係情報</u>」という。）</p> <p><u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報</u>（以下「<u>生活困</u></p>

窮者住居確保給付金支給関係情報」という。)

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報（以下「職業訓練実施関係情報」という。）

国民健康保険法による健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「国民健康保持増進事業関係情報」という。）

高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並び

	<p><u>に健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「高齢者健康保持増進事業関係情報」という。）</u></p> <p><u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u></p> <p><u>母子父子寡婦資金貸付関係情報</u></p> <p><u>住登外者宛名情報</u></p>
<p>1 4 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収</p>	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p><u>住登外者宛名情報</u></p>

に関する事務	
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	外国人生活保護関係情報 <u>住登外者宛名情報</u>
16 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報 <u>住登外者宛名情報</u>
17 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	市区町村民税関係情報 介護保険給付関係情報 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 <u>住登外者宛名情報</u>
18 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報 介護保険給付関係情報

	<p>国民健康保険資格関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p><u>住登外者宛名情報</u></p>
19 (略)	
20 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) による子どものための教育 ・保育給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p><u>住登外者宛名情報</u></p>
21 <u>母子保健法</u> (昭和40 年法律第141号)による 保健指導、新生児の訪問指 導、健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付、妊産 婦の訪問指導、低体重児の 届出、未熟児の訪問指導、 養育医療の給付若しくは養 育医療に要する費用の支給 又は費用の徴収に関する事 務	外国人生活保護関係情報

<p>2 2 <u>健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務</u></p>	<p>市区町村民税関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報</p>
<p>2 3 (略)</p>	
<p>2 4 <u>予防接種法による予防接種の実施に関する事務</u></p>	<p>住登外者宛名情報</p>
<p>2 5 <u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務</u></p>	<p>住登外者宛名情報</p>
<p>2 6 <u>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</u></p>	<p>住登外者宛名情報</p>
<p>2 7 <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務</u></p>	<p>住登外者宛名情報</p>

<u>事務</u>	
2 8 <u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報</u>
2 9 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報</u>
3 0 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報</u>
3 1 <u>児童手当法による児童手当の支給に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報</u>
3 2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報</u>
3 3 <u>公的給付の支給等の迅</u>	<u>住登外者宛名情報</u>

<u>速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付 の支給を実施するための基 礎とする情報の管理に関する事務</u>	
<u>3 4 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務</u>	<u>予防接種年金支給関係情報</u> <u>健康増進事業実施関係情報</u> <u>所得税関係情報</u> <u>生活困窮者住居確保給付金支給 関係情報</u> <u>職業訓練実施関係情報</u> <u>国民健康保持増進事業関係情報</u> <u>高齢者健康保持増進事業関係情 報</u> <u>身体障害者手帳又は精神障害者 保健福祉手帳に関する情報</u> <u>母子父子寡婦資金貸付関係情報</u> <u>住登外者宛名情報</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

項	事務	特定個人情報
1	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）による重度障害者医療費の助成に関する事務	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律に基づき算定した都道府県民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「都道府県民税関係情報」という。）</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報」という。）</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</p> <p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</p>
2	秦野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日常生活用具給付等事業に関する事務	<p>地方税法その他地方税に関する法律に基づき算定した市区町村民税に係る税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「市区町村民税関係情報」という。）</p> <p>住登外者宛名情報</p>
3	秦野市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による移動支援事業に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
4	秦野市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による地域活動支援センター事業に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
5	秦野市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）による日中一時支援事業に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
6	秦野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年4月1日施行）による訪問入浴サービス事業に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
7	秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する要綱（平成20年4月1日施行）による障害者グループホーム家賃助成金の支給に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
8	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務	<p>都道府県民税関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）</p> <p>住登外者宛名情報</p>

項目	事務	特定個人情報
9	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	<p>都道府県民税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）</p> <p>秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例による重度障害者医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。）</p> <p>国民健康保険資格関係情報</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</p> <p>秦野市こども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）によるこども医療費の助成に関する情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
10	秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>重度障害者医療費助成関係情報</p> <p>国民健康保険資格関係情報</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>

項目	事務	特定個人情報
11	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報</p> <p>児童手当関係情報</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>児童扶養手当関係情報</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報（以下「母子父子寡婦資金貸付関係情報」という。）</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する情報</p> <p>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>健康保険法第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</p> <p>船員保険法（昭和14年第73号）第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</p> <p>国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報</p> <p>雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報</p> <p>雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報</p> <p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p> <p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報</p> <p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する情報</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項</p> <p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p>

項	事務	特定個人情報
12	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）</p> <p>国民健康保険資格関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
13	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<p>予防接種法による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報（以下「予防接種年金支給関係情報」という。）</p> <p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業実施関係情報」という。）</p> <p>所得税法（昭和40年法律第33号）第149条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報（以下「所得税関係情報」という。）</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金支給関係情報（以下「生活困窮者住居確保給付金支給関係情報」という。）</p> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報（以下「職業訓練実施関係情報」という。）</p> <p>国民健康保険法による健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「国民健康保持増進事業関係情報」という。）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報（以下「高齢者健康保持増進事業関係情報」という。）</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>母子父子寡婦資金貸付関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
14	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
16	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
17	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	<p>市区町村民税関係情報</p> <p>介護保険給付関係情報</p> <p>国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
18	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	<p>生活保護関係情報</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>介護保険給付関係情報</p> <p>国民健康保険資格関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
19	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	外国人生活保護関係情報
20	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	<p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>
21	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	外国人生活保護関係情報

項	事務	特定個人情報
22	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	市区町村民税関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報
23	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務	外国人生活保護関係情報
24	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	住登外者宛名情報
25	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	住登外者宛名情報
26	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住登外者宛名情報
27	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務	住登外者宛名情報
28	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	住登外者宛名情報
29	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	住登外者宛名情報
30	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	住登外者宛名情報
31	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	住登外者宛名情報
32	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	住登外者宛名情報
33	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	住登外者宛名情報
34	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務	予防接種年金支給関係情報 健康増進事業実施関係情報 所得税関係情報 生活困窮者住居確保給付金支給関係情報 職業訓練実施関係情報 国民健康保険事業関係情報 高齢者健康保持増進事業関係情報 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報 母子父子寡婦資金貸付関係情報 住登外者宛名情報

デ社第187号
令和6年4月4日

都道府県情報政策担当課 御中
同 行政改革担当課 御中
市区町村情報政策担当課 御中
同 行政改革担当課 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム、ID認証・マイナンバー担当

地方公共団体情報システムの標準化に伴う番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備について

平素より、行政のデジタル化の推進に御尽力及び御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化については、標準化法第5条第1項に規定する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）において、原則、令和7年度（2025年度）末までに地方公共団体は、標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）への移行をすることを目指すとされているところです。

他方、地方公共団体は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定により、**以下の事務又は連携を行うためには条例の定めが必要とされています。**

- ①個人番号の独自利用を行う事務
- ②個人番号の独自利用を行う事務の処理のための府内連携
- ③番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための府内連携

つきましては、標準準拠システムへの移行に際し、以下の条件に該当する地方公共団体については条例の制定や改正が必要となりますので、別紙1を御参照の上、遺漏なく御対応いただきますようお願い申し上げます。

(1) データ要件・連携要件の標準への適合に際して、番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための府内連携について条例に定めのない団体

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく条例制定について（通知）」（平成26年10月24日付け府番第55号・総行住第110号、各道府県番号制度主管部局長あて内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省自治行政局住民制度課長通知）において条例の制定が必要である旨周知しており、個人番号の独自利用や特定個人情報の府内連携を行っている地方公共団体におかれましては、上記①～③に係る条例の制定について既に御対応いただいているものと認識しております。

他方、これまで個人番号の独自利用や特定個人情報の府内連携を行っておらず、そのための番

号利用法第9条第2項に基づく条例制定を行っていない地方公共団体があることも認識しておりますが、そのような地方公共団体においても、今般の標準準拠システムへの移行に伴うデータ要件・連携要件の標準への適合にあたり、番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための府内連携が必要となることが見込まれますので、自団体の条例を御確認の上、遺漏なく御対応いただくようお願いいたします。

(2) 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を実装予定の団体

業務間の同一人判定にかかる個人番号の利用をする場合においては、番号利用法第9条第2項に係る条例の制定が必要である旨、かねてより「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するFAQでお示ししていましたが、今般、「住登外者宛名番号管理機能」にて行う事務について、以下の観点（※）から、上記①②に係る条例制定の必要性を再整理しました。

「住登外者宛名番号管理機能」を実装する団体においては、個人番号自体の利用有無に関わらず、住登外者宛名番号を付番・管理をする事務として、上記①に係る条例制定に加え、「住登外者宛名番号管理機能」は性質上、他業務との連携が必要となり連携要件の標準にも規定があることから、上記②に係る条例制定が必要となります。

※

- ・「別紙3_住登外者宛名番号管理_項目定義書」にて「個人番号」の管理を実装必須としている
- ・「住登外者宛名番号管理機能」が目的とする「住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するため」の事務は、番号利用法別表第一に掲げる個人番号利用事務には該当しない
- ・連携する情報に個人番号を含まない場合であっても、受け取った先において当該情報が個人番号と紐付く場合には、当該情報は特定個人情報に該当する

つきましては、「住登外者宛名番号管理機能」を実装予定の団体におかれましては自団体の運用状況に応じ、上記①及び②に係る条例の整備について遺漏なく御対応いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 知事（市町村長）	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事（市町村長）	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項及び第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事（市町村長）	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 知事（市町村長）	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事（市町村長）	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条第1項関係）

機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 教育委 員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の 減免に関する事務であって規則 で定めるもの	知事（市町 村長）	地方税関係情報であって規則で定 めるもの
2 教育委 員会	住登外者宛名番号管理機能によ る住登外者の情報の管理に関す る事務であって規則で定めるも の	知事（市町 村長）	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの

※なお、本情報はあくまで参考情報であり、各地方公共団体において改正する条例については、各地方公共団体の状況に応じて適宜御対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

担当：デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

地方業務システム基盤チーム 中西、南、朝日

ID認証・マイナンバー担当 大石、柴田

電話：03-6891-1270（地方業務システム基盤チーム）

（ID認証・マイナンバー担当）

E-mail：git-local_package@digital.go.jp（地方業務システム基盤チーム）

i.bangoseido@digital.go.jp（ID認証・マイナンバー担当）

○デジタル庁省令第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同

九 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する事務の返還に関する事務

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康新規理支援事業の実施に関する事務

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

四 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する事務

三 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

○デジタル庁 総務省令第九号 この命令は 令和二年

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を次のように定める。

第一条 この命令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記

共は厚生日生日本組合年金機構大員大臣若しくはく	市町村長	法務大臣	る行による者と規定する給付の他二条の十五条五	う医高八法律療じこ陥村田校陥康のりう員号)、 。療以齡条第の組長、振組保支医、振組合陥給療以共、 広下者に八昭確又条合共興へ、協をに下済又組は法合、 域、医規十和保はにい國組、日会行関同組は法合、 連後療定号五に高おう民合、うすじ合地第、法立、 合期廣す、十閑齡い健、済私健全する法方百昭、 高域る第七す者へ、健、済私健全する法方百昭、 と齡連後四年るの以康市事立康國給にを公務九和國公教 い者合期十法法医同下保町業学保健付よい務十三民務職
に生情て情害六律給障年 関活報一報給十付害金 する者一特付六平金者給 の支と別以金号成の付 法援い障下の十支對関 律給う。害支に六年に付 こ支給よる法關特報、 (平金又付条による法關特報、 成のは金に関特律す別 二支年関おする別第る障特 十給金係い障百法害定	もで付条に施支三(平 のあ等に関若号(平 つ関おしす一成情税 て係いるる地に年によ 第情て報は保支る法律介 四報〔介護以下に料 条とど保業給付二保 定い保險この微 めうの給の收実の十法票	四戸籍 条で定 める もの であつ て第	は健 康保 陥給 他第 四条 に關 法令 定め る情 報によ る給付 のす又	て支 給他 第四 条に する 給付 のす又

情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

七 全国健康保険協会				六 全国健康保険協会				五 厚生労働大臣			
て給法よ三れ前条と第十第一の給船員第に十たのい九九号平一付員九関よ改号平例規う年条。成部又保条する正第成に定ご法に以十をは保前四十よに附律お下九改雇法定事險の条九るよ則第一の年正用にめ務給船の年もり第三ての法す保よるで付員規法のな三十二条律る險保のつ支陥に第さ従九成び三律等險	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの	船員保険法による保険務給付の支給で第十八条で定めるもの
内閣総理大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構等	市町村長	法務大臣	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣	市町村長	法務大臣
簿関係給付支給等口座登録で定めるもの	九条又は年金生活者支援給付金又は年金生活者支援給付金の支給で定めるもの	九戸籍関係情報であつて第九条で定めるもの	九戸籍関係情報であつて第九条で定めるもの	特別障害給付金又は年金生活者支援給付金の支給で定めるもの	特別障害給付金又は年金生活者支援給付金の支給で定めるもの	特別障害給付金又は年金生活者支援給付金の支給で定めるもの	特別障害給付金又は年金生活者支援給付金の支給で定めるもの	失業等給付関係情報であつて第八条で定めるもの	失業等給付関係情報であつて第八条で定めるもの	失業等給付関係情報であつて第七条で定めるもの	内閣総理大臣

四十一
事等

都道府県知

生活保護法による保護の実施又は徴収の決定及び実施する事に關する第十四条の徴収にあつては、この法律の規定によるものである。

市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	高医齢者医療保険者又は後期
関い一報同定法當七法に医医百健地 係う児へじす附若十へ関療療四法方 税情一童以一の三昭すにの十へ税 報一手下の給第く号和る要給一昭関 又介當こ支付二は四情す付号和係 は護関の給を条特に十報す若一四情 障保係条にい第例よ六一費しに十報 害險情に關う一給る年児用くよ年母 者給報おす。項付児法童手支養法律子 自付一いに一童律手支養法律子 立等とて情下規同手第當給育育第保	る人す項う年十律法者祉す童法及扶生 もつ等るの二法四へ等手手る扶にび養活 のて支情福附律号昭の当當法養よ父手保 第援報祉則第。和一若若律手る子当護 四給又手第三以六部しに当給並関関 十付は当九十下十をくくよ等付び 四関中の十四へ年改ははるの金、寡報、 条係國支七号昭法正國特障支、金、寡報、 で情殘給條一和律す民別害給特婦 定報留に第と六第る年障児に別福母児 めで邦関一い十三法金害福関児祉子童	並者者保るび障障入育慢查び児童福 定報医に病支関一十び若福健法精害所の性及そ めで療関の援すに九にし祉福律神者者給特び あるあ費す患者給るよ年寡く法祉に障手福費若病 定判家庭にによるりの法ののしくは定若 もつる者付情る法報資律福母い帳、法に支給 のて支法に關報資律福母い帳、法に支給 第給律対係、金第祉子う、福精に支給 四にす情障の百法及知知神祉神よ、障費、小 十関よる報害貸二、び的的障に保る、身 四する医又者付十昭父障障害はての障 條の特療は自け九和子害者す及体体兒調及	あるもの 医療保険給付四条で定め の四 第 四 条 で 定 め

内閣総理大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	都道府県知事	高齢者医療広域連合	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣
簿関係情報であつて第 四十六条で定めるもの 十五回で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 四十七条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 四十八条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 四十九条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十一条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十二条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十三条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十四条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十五条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十六条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十七条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十八条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 五十九条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 六十条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 六十一条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 六十一条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第 六十一条で定めるもの

六十四 厚生労働大臣	六十五 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	六十六 國土交通大臣	六十七 厚生労働大臣	六十八 厚生労働大臣	六十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	七十 地方公務員災害補償基金	七十一 市町村長	七十二 法務大臣
法律第七十一条等に定めるものによります	臨床検査技師等の登録によるものに定めるもの	医学校に保健全法によるものに定めるもの	法道法によるものに定めるもの	美容師法によるものに定めるもの	歯科工士法によるものに定めるもの	生活保護関係情報又は住民登録によるものに定めるもの	地方税関係情報であつて第六十一条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第六十条で定めるもの
法務大臣	市町村長	都道府県知事等	法務大臣	法務大臣	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録によるものに定めるもの	十票の登録によるものに定めるもの	十票の登録によるものに定めるもの
六十六 戸籍関係情報であつて第六十条で定めるもの	六十七 戸籍関係情報であつて第六十一条で定めるもの	六十八 戸籍関係情報であつて第六十二条で定めるもの	六十九 戸籍関係情報であつて第六十三条で定めるもの	七十 戸籍関係情報であつて第六十四条で定めるもの	七十一 内閣総理大臣	七十二 地方公務員災害補償基金	七十三 市町村長	七十四 法務大臣

八十九 事又は都道府県知事							九十 都道府県知事						
九十一 事又は都道府県知事							九十二 都道府県知事						
内閣総理大臣	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	法務大臣	都道府県知事	厚生労働大臣	内閣総理大臣	厚生労働大臣	都道府県知事等	市町村長	法務大臣	市町村長	法務大臣
十簿関係給付支給等口座登録十三条で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて第九十三条で定めるもの	年金給付関係情報であつて第九十三条で定めるもの	地方税関係情報であつて第九十三条で定めるもの	九戸籍関係情報であつて第九十三条で定めるもの	障害者関係情報であつて第九十三条で定めるもの	労働者災害補償関係情報であつて第九十三条で定めるもの	公的給付支給等口座登録	失業等給付関係情報	地方税関係情報であつて第九十二条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であつて第九十二条で定めるもの	生活保護関係情報であつて第九十二条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第九十二条で定めるもの
十簿関係給付支給等口座登録十三条で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて第九十三条で定めるもの	年金給付関係情報であつて第九十三条で定めるもの	地方税関係情報であつて第九十三条で定めるもの	九戸籍関係情報であつて第九十三条で定めるもの	障害者関係情報であつて第九十三条で定めるもの	労働者災害補償関係情報であつて第九十三条で定めるもの	公的給付支給等口座登録	失業等給付関係情報	地方税関係情報であつて第九十二条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であつて第九十二条で定めるもの	生活保護関係情報であつて第九十二条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第九十二条で定めるもの

資料8

デ社第276号
総行住第77号
総行マ第63号
令和6年5月24日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官
(公印省略)
総務省自治行政局長
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第188号）等が本日付で公布されました。

当該政令を含む本日公布した法令等の主な内容は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

＜行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律関係＞

第1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第188号）

1 準法定事務の基準（第8条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる番号利用法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとすること。

2 機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者の範囲（第11条関係）

機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者に、

住民基本台帳法第30条の15の2第1項、第30条の44の3第1項第2号、第30条の44の4第1項第2号、第30条の44の5第1項第2号又は第30条の44の7第1項に規定する場合においてこれらの規定に規定する求めをした者を追加するものとすること。

3 国外転出者に係る個人番号カードの交付手続等

(1) 個人番号カードの交付等

ア 番号利用法第16条の2第5項の規定による個人番号カードの送付は、領事官又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとすること。（第13条第3項関係）

イ 交付市町村長以外の市町村長は、番号利用法第17条第1項第2号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとすること。（第13条第6項関係）

ウ 領事官又は市町村長は、番号利用法第16条の2第5項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すものとすること。（第13条第7項関係）

エ 領事官又は市町村長は、番号利用法第17条第1項第2号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとすること。（第13条第9項関係）

(2) 個人番号カードが失効する場合（第14条関係）

個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）が国外に転出をしたときであって、その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が番号利用法第17条第6項の規定により同項に規定する措置を講じたときは、個人番号カードが失効する場合から除くものとするとともに、個人番号カードの交付を受けている国外転出者に係る個人番号カードが失効する場合に関する規定を整備すること。

(3) 個人番号カードの返納（第16条第2項関係）

住所地市町村長又は附票管理市町村長は、個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとすること。

第2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第189号）

電子証明書の発行の申請において、住所地市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長以外の市町村長並びに領事官がとる番号利用法第17条第1項第2号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置は、申請者が当該申請者から提示又は提出を受けた書類に係る者であることを確認することとすること。（第1条の2等関係）

第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第7号）

1 番号利用法別表第2が廃止され、番号利用法別表第1が番号利用法別表に改正されたことに伴い、題名を改正するものとすること。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等一部改正法」という。）により個人番号の利用が新たに行われることとなった事務等について、必要な規定を追加するものとすること。

第4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

1 番号利用法別表第2の廃止に伴い、番号利用法第19条第8号において主務省令で規定することとされている、特定個人番号利用事務を処理する者、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報、特定個人情報ファイルを保有する者を規定すること。

2 番号利用法等一部改正法により新たに情報連携の対象となった事務等について必要な事項を規定するものとすること。

3 現行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）を廃止するものとすること。

第5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）

番号利用法第9条第1項において主務省令で規定することとされている準法定事務は、以下のとおり定めるものとすること。

（1）生活に困窮する外国人に対する保護の実施

（2）地域優良賃貸住宅の管理

（3）ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の

実施

- (4) 肝炎治療特別促進事業の実施
- (5) 肝がん・重度肝硬変治療研究事業の実施
- (6) 高等学校等学び直し支援金の支給（国立）
- (7) 高等学校等学び直し支援金の支給
- (8) 高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- (9) 高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- (10) 高等学校等専攻科修学支援金の支給（国立）
- (11) 高等学校等専攻科修学支援金の支給
- (12) 特定疾患治療研究事業の実施

第6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）関係

(1) 国外転出者より個人番号の提供を受ける場合の本人確認措置について、住民票の写し等の提示を受けることに代えて個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報に記録された個人番号及び機構保存附票本人確認情報の提供を受けること等とすること。

(2) 個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合の本人確認書類について、「戸籍の附票に記載された氏名及び出生の年月日」が記載されているものであることを要件の一つとすること。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）関係

国外転出者向け個人番号カードについて、有効期間満了日の1年前から再交付の申請を行うことができるとしているほか、附票管理市町村長等が暗証番号の設定を行うことができるとしていること。

3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）関係

(1) 国外転出者等に対する電子証明書の発行に当たり、申請時に申請者が提出する書類を定めるとともに、国外転出の届出に併せて同一世帯員又は法定代理人が行う電子証明書の再発行手続においては照会書兼回答書の提出を不要とすること。

(2) 住所地市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長以外の市町村長を経由した電子証明書の発行の申請をすることができる事情を定めることとすること。

(3) 電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として、利用者証明検証者の使用に係る電子計算機において、個人番号カードが有する機能により真正な個人番号カードであることを確認するとともに、当該確認は対面等において利用者による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の送信を確認できる状況等で行うこととすること。

(4) 市町村長が利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び利用者証明利用者の確認に係る事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委託することができることとすること。

第7 個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令（令和6年総務省・外務省令第1号）

番号利用法第16条の2第3項の規定により、個人番号カードを引き渡すことができる者を、公益財団法人日本台湾交流協会に係る者とすること。

第8 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令（令和6年総務省・外務省令第2号）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条の2第5項、第48条第1項及び第62条の規定により、電子証明書の発行の申請を受けることができる者等を、公益財団法人日本台湾交流協会に係る者とすること。

第9 電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準等の一部を改正する告示等（令和6年デジタル庁・総務省告示第23号及び令和6年デジタル庁告示第12号）

次に掲げる告示について、所要の規定の整備を行うものとすること。

(1) 電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成27年総務省告示第401号）

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示（平成29年内閣府・総務省告示第1号）

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度（平成29年内閣府・総務省告示第2号）

- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報（令和5年デジタル庁・総務省告示第8号等）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項（平成27年総務省告示第402号）
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置（内閣府告示第448号）
- (7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度（平成29年内閣府・総務省告示第2号）

第 10 個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する告示（令和6年デジタル庁・総務省告示第22号）

番号利用法等一部改正法及び関係法令の規定により、戸籍の附票に記録されている国外転出者が附票管理市町村長に対し、自己に係る個人番号カードの発行の申請をすることができるようになったこと等に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第 11 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（令和6年デジタル庁・総務省告示第21号）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）及び番号利用法等一部改正法により、戸籍の附票に記録されている国外転出者が附票管理市町村長に対し、自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をできることになったこと等に伴う所要の規定の整備を行うこと。

＜住民基本台帳法関係＞

第 12 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第190号）

- 1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の15の2第1項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる同項に規定する別表事務と同一であるものとすること。（第30条の12の2第1項関係）
- 2 機構から準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県準法定事務処理者への本人確認情報の提供は、次のいずれかの方法により行うものとすること。（第30条の12の2第2項及び第3項関係）
 - (1) 総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて本人確認情報を送信する方法
 - (2) 総務省令で定めるところにより、本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付す

る方法

3 住基法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項とすること。(第30条の12の3関係)

- (1) 戸籍の附票の記載を行った場合 戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日
- (2) 戸籍の附票の消除を行った場合 戸籍の附票の消除を行った旨及びその年月日
- (3) 住基法第17条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日
- (4) 住基法第17条第7号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード(当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。)

4 機構又は都道府県における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とすること。(第30条の12の4及び第30条の12の5関係)

- (1) 戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して150年を経過する日
- (2) 戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して150年を経過する日

5 機構から国の機関等、都道府県知事等、市町村等若しくは準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関若しくは都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供は、戸籍の附票に関する事務の処理に関するもの等を除き、次のいずれかの方法により行うものとすること。(第30条の12の6から第30条の12の13関係)

- (1) 総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて附票本人確認情報を送信する方法
- (2) 総務省令で定めるところにより、附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

6 市町村における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とすること。(第34条第3項関係)

- (1) 戸籍の附票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日か

ら起算して 150 年を経過する日

(2) 戸籍の附票の消除を行ったことにより通知された附票本人確認情報 当該附票本人確認情報の通知の日から起算して 150 年を経過する日

第 13 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 48 号）

機構から国の機関等、都道府県知事等、市町村等若しくは準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関若しくは都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定めること。

第 14 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示（令和 6 年総務省告示第 173 号）

附票連携システムに求められる環境及び設備並びに具体的な運用方法等について、住基ネットと同様の規定を整備すること。

第 15 住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令（令和 6 年総務省・法務省令第 1 号）

住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定めること。

第 16 住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知に係る電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準（令和 6 年総務省・法務省告示第 1 号）

住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知は、コミュニケーションサーバを介して行うものとすること。

第 17 住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和 6 年総務省令第 49 号）

住基法第 30 条の 15 の 2 第 1 項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、以下のとおり定めること。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する保護の実施
- (2) 地域優良賃貸住宅の管理
- (3) ウィルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施
- (4) 肝炎治療特別促進事業の実施
- (5) 肝がん・重度肝硬変治療研究事業の実施
- (6) 高等学校等学び直し支援金の支給（国立）

- (7) 高等学校等学び直し支援金の支給
- (8) 高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- (9) 高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- (10) 高等学校等専攻科修学支援金の支給（国立）
- (11) 高等学校等専攻科修学支援金の支給
- (12) 特定疾患治療研究事業の実施

第 18 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 50 号）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）及び番号利用法等一部改正法により追加された住基ネットが利用可能な国家資格関係事務等の具体的な内容を規定すること。

第 19 施行期日

第 1 から第 18 までの施行期日は、令和 6 年 5 月 27 日とすること。

第 20 留意事項

第 4、第 5 及び第 17 の施行に伴い、それらの規定と重複する独自利用条例については、施行と同時期である必要まではないものの、然るべき時期に当該条例中の重複する規定を削除する等の対応が必要であること。

なお、独自利用事務の方が準法定事務より連携できる情報が多い等、独自利用事務として情報連携を継続するべき事情がある場合は、引き続き独自利用事務として情報連携を行うことは差し支えない。ただし、同一の事務において独自利用事務及び準法定事務の両方を根拠として情報照会を行うことがないよう留意すること。

また、第 4 及び第 5 の施行に伴い、該当事務について独自利用条例を定めずとも個人番号を利用することが可能となるが、個人番号を利用した情報連携については、データ標準レイアウトの改版が必要であり、その改版（令和 7 年 6 月）までは、独自利用事務に係る条例に基づき情報連携を行う必要があることに留意すること。